

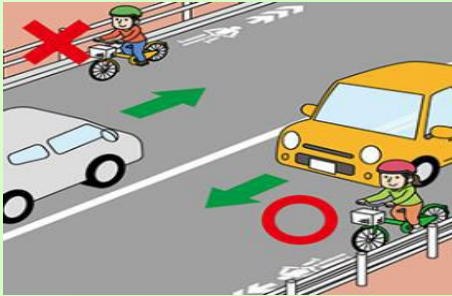
自転車は、車の仲間です。

～交通ルールに従って、安全に運転しましょう～

蓬来交番だより

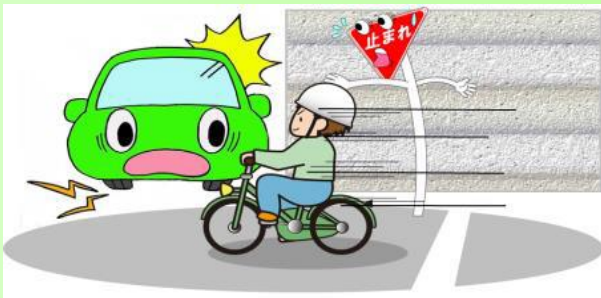
令和6年4月
名東警察署
地域課
778-0110

ルールその1 車道が原則、左側通行



道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられており、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

ルールその2 交差点では一時停止を守って、安全確認



一時停止標識のある交差点では、必ず止まって、左右の安全を確認しましょう。

ルールその3 夜間はライト



無灯火は周りから自転車が見えにくくなり危険です。夜間はライトを点灯して運転しましょう。

ルールその4 飲酒運転の禁止



自動車の場合と同じく、お酒を飲んだ時は運転してはいけません。

ルールその5 ヘルメットを着用



自転車の交通事故死者の約7割が頭部への致命傷です。自転車に乗車する際はヘルメットを着用しましょう。

春は新しい学校生活の始まりです。事故に気をつけて楽しい学校生活を送って下さい。



犯罪に関する不審者や不審車両などを見かけた際は、すぐに110番通報をお願いします！